

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

	担当課	農業経済課	検索番号	2-2
法令名	農業保険法	根拠条項	212-3	
不利益処分	命令違反に対する解散命令			
(根拠規定)				
<p>農業共済団体が第210条の規定による命令に違反したときは、行政庁は、当該農業共済団体の解散を命ずることができる。</p>				
(処分基準)				
<p>農業保険法第212条第3項の規定による解散命令については、愛媛県知事は、同法第210条の規定に基づく必要措置命令又は監督命令をした場合において、農業共済組合がこの命令に違反したときは、役員の変更又は解任命令を持ってしても実効を期待し得ない等その違反の程度、解散命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案して、当該農業共済組合を解散するか否かを判断することとする。</p>				